

参議院内閣委員会會議録第八号

昭和三十一年二月二十三日(木曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

本日委員吉田法晴君辭任につき、その補欠として岡田宗司君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君
理事 長島 銀藏君
野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君
委員 井上 知治君
遠藤 柳作君
大野木秀次郎君
木村篤太郎君
中山 壽彦君
菊川 孝夫君
木下 源吾君
田畑 金光君
廣瀬 久忠君
山崎 巖君

衆議院議員

政府委員

内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房長官 松原 一彦君
法務省矯正局長 渡部 善信君
法務省矯正次官 武藤 常介君
労働政務次官 杉田正三郎君
事務局長 常任委員
会専門員

本日の會議に付した案件

○労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○憲法調査会法案(衆議院送付、予備審査)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。

労働省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(武藤常介君) 私からかつて御説明申し上げました。

ただいま議題となりました、労働省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正の要旨は、労働者の福祉の向上をはかる目的をもって、労災補償の事務を整備しその円滑な遂行を期するために、労働省労働基準局に労災補償部を設置し、また、労働衛生に関する専門的調査研究を行うために、労働省の附属機関として労働衛生研究所を設置することであり、あわせて

特殊技能試験審議会についてはすでにその設置の目的を達成したのでこれを廃止することとし、これらを一括して改正案として提案いたしました次第であります。

まず、労災補償部設置の理由について、御説明申し上げます。現在労働省

労働基準局においては労災補償課を置き、労働者災害補償保険法の施行及び労働基準法に基く第八章災害補償に関する事務並びに前国会で新たに制定せられましたけいふ及び外傷性背離障害に関する特別保護法に基く給付及び負担金その他の徴収金の徴収事務をあわせ行なっております。しかし、これらの事務は、きわめて複雑多岐である上に最近その事務量は急激に増大し、事務の円滑な遂行を期するためには機構の整備充実を緊急に行う必要がある状態になったのであります。すなわち、労働者災害補償保険におきましては、保険料率は過去の災害実績を基礎として料率を業種ごとに定め、特定事業についていわゆる、メリット制度を採用しており、また給付については、業務上外の認定、障害等級の決定、休業補償費のスライド制等を実施しております。一般社会保険に比し事務内容がきわめて複雑であります。さらに労災病院等の保険施設の設置及び整備並びに運営の事務をあわせ行なっており、またいづゆるけいふ法に関する事務や労働基準法における災害補償に関する事務等を加えますとまことに所掌事務は多種多様であります。しかもその事務量は適用事業場並びに労働者の増加と法律改正による適用範囲の拡大、新規制度の採用等により逐年増加しており、とくに最近においては労災病院等の保険施設の急激な整備拡充が行われているため、事務量の増加がさらに顕著となっております。

以上、要するに事務の複雑多様性並びに事務量の急激な増加に対処するためには労災補償部を設置したいと存するのであります。

次に、労働衛生研究所の設置の理由につき御説明申し上げます。労働基準法施行以来労働関係者の理解と期待つて、わが国の労働衛生の水準は、相当の向上を示してきたのでありますが、今なお個々の具体的な問題についてみますと、数多くの未解決の問題が残されており、これを解決するため労働衛生に関する科学的研究の促進が強く要望されているのであります。しかし、職業病の診断基準、工場事業場における健康管理基準、労働環境の測定基準、有害作業環境の制限度、労働衛生保護具、労働環境測定器等に関しまして、労働衛生行政に直結した立場から行政運営の科学的な基礎となる研究を行うことが喫緊の要務とされているのであります。よってこれに対処するため労働衛生に関する研究機関として労働衛生研究所を労働省の附属機関として設置したいと存するのであります。

最後に、特殊技能試験審議会の廃止の理由について簡単に御説明申し上げます。労働基準法に基き行われる特殊技能試験につきましては、同法施行当初、その基準及び運営について広く学識経験者の意見を徴する必要があるとしたため特殊技能試験審議会が設置され、技術士試験部会、起重機運転士試験部会、映写技術者試験部会等六部に

分れて、毎年各種試験の基準及び運営について審議を行なってきたのであります。今日、この段階におきましては、所期の目的を達成しましたので、行政機構簡素化の線に沿ってこれを廃止したい所存であります。

以上がこの改正案を提案いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由を聴取するにとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、憲法調査会法案を議題といたします。

まず発議者から提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(山崎巖君) ただいま議題となりました憲法調査会法案につきまして提案の理由及び法律案の概要について御説明申し上げます。

現行憲法が民主主義と平和主義並びに基本的人権の尊重にその基本的原則を貫く点においては何人もこれを不可とするものはないと信じます。しかしながら、現行憲法が昭和二十一年占領の初期において、連合国最高司令官の要請に基ききわめて短期間に立案制定せられたものであり、真に國民の自由意思によるものにあらずることは否定

しがたき事実であります。さらにまた過去約九十年におけるこれが実施の経験にかんがみまして、わが国情に照らし種々検討を要すべき点の存すること、これを認めなければならぬことと存するのであります。

ここにおきまして、この際新たな国民的立場に立つて、現行日本国憲法に全面的検討を加えますことは、わが国独立の完成のためにも、はたまた再建日本将来の繁栄と国民福祉の向上のためにもきわめて緊要なことであり、そのためにはすみやかに有力なる憲法の調査審議機関を設けることが必要であると考へまして、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

本法律案は、右の趣旨に基き、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議するための機関として憲法調査会を設けんとするものであります。その構成につきましては、憲法問題の重大性にかんがみまして、広く衆知を集め、公正なる世論を反映せしむるため、国会議員三十名及び学識経験あるもの二十名、合計五十名以内の委員をもって組織することとしたしております。

また調査会には会長一名、副会長二名を置くことになっておりますが、いずれも委員の互選によることとしたしております。右のほか、調査会には専門委員及び幹事を置くことも、事務局を設けることとし、事務局長以下下級の職員をして事務を処理することとしたしております。この調査会、これを内閣に置くのであります。が、その運営につきましては特別の諮問を待つことなく、あくまで自主的な立場において調査審議せんとするものであり、その結果については内閣また

は内閣を通じて国会に報告することとしたしております。

以上が本法律案提出の理由並びに法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことを切望いたします。

○委員長(小柳牧衛君) 本日は提案理由の聴取をするにとどめておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(小柳牧衛君) 御異議ないことを認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) この際、内閣委員の交際の通知を受けまして、吉田法曹君が辞任されました。岡田宗司君が補欠選任されました。以上御報告いたします。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、法務省設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案に対する御質疑のありの方は順次御発言を願います。

○野本品吉君 少年院に關係する法案でありますので、その少年院に關係を保持しておると思ひますから、この際私には内閣の青少年問題協議会のことにつきましてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

その第一は、協議会でその後協議研究調査等を行なつておると思ひますが、青少年問題協議会その後の運営、研究協議調査等の内容等につきましても、概要の御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 御答へいたします。御承知の通り内閣に青少年問題協議会と申します一種の協議会が設

けられましたのは、昭和二十八年の法律によつて設けられたのでございませう。これには国会議員の先生方にも委員をお願いいたしまして、非常に活発な審議活動が続けられたのでございまして、実際の運用を見てみますと、毎月最小限度一度は必ず開催するといつたような、通例の審議会よりもさらに一そう努力を続けておるのでございませう。御承知かと思ひますが、この法律が通ります前は政令に基き審議会といたしまして、同じような問題につきまして審議を続けて参りましたが、昭和二十七年以後におきまして、この審議会におきまして研究、調査、審議をいたしました結果、いろいろな青少年問題につきまして答申を行なつて参つたのでございませうが、そのおもなるものを申し上げますが、昭和二十七年の二月にいわゆる人身売買対策要綱というものを決定いたしましたのであります。

それから二十八年度の十一月には精神薄弱児童対策基本要綱を決定いたしましたのであります。それから二十九年度の三月には、青少年覚醒問題対策要綱というものを決定いたしましたのであります。それから昨年昭和三十年の五月には青少年に有害な出版物、映画等対策要綱というものを決定いたしました。それから今年に入りまして一月にはこれは従来の問題と多少性質を異にした問題でございませうが、いわゆる働かぬながら学ぶ青少年の問題を取り上げまして、定時制高等学校に学ぶ働かぬ青少年の教育福祉保護対策、これらに關します対策の要綱を決定いたしました。正式なと申しますか、文書にいたしました要綱としては以上のようなものでございませうが、実際の活動を申し上げますと、昭和二十

四年以来十一回に及びまして全国的に春秋の二期にわたつて、いわゆる月間運動を展開いたしまして、毎年それぞれ適当な題目を選びましてこれを掲げまして、青少年の保護育成運動というものを実施して参つております。

またこれも恒例によりまして、毎年一回青少年自身の声を直接聞くという意味におきまして、全国各地から青少年の代表者を選出していただきまして、これを東京に集めまして、大体二日間くらいにわたつていわゆる代表者會議というものを催しまして、青少年自身がどういふ考えを持っておるかというのを聞きまして、政府の施策の直接参考にしたというふうな行事を行なつておる次第でございませう。大体この法律になりました以前からこの協議会といたしまして活動をしておりました状況は、以上申し上げました通りでございませう。

○野本品吉君 終戦後青少年の不良化というふうなことが朝野をあつての深い、また大きい心配のされた問題であつたわけですが、その後社会情勢の安定とともに、この傾向も逐次緩和されておるのうに見えておりますが、青少年不良化問題の動向と申しますか、それについてどういふふうな見方をされておりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 御答へいたします。お説の通り最近経済界が安定して参りますにつれて、一般国民の生活も落ちつきを見せて参つておりました。その国民生活の動きはこういふ青少年問題にも直接影響を及ぼして参つておると思はれるのであります。が、ただ一つ注意すべき点は、この青少年がいわゆる法に触れます場合にお

きまして、その実態を統計的に見て参りますと、数におきましてはなるほど減少の傾向にあるのでございませうが、実際はいわゆる凶悪犯がふえて参つておるといふ状況になっておるのでございませう。統計が昨年中の分がまだそろいませんので、やや古くてもことに恐縮でございませうが、一、二申し上げてみますと、少年の刑法犯でございませうが、これを第二次世界大戦の始まりとした昭和十六年を基準といたしまして、この年の検挙人員を百といひましたと、その指数は戦後におきまして最高を示したのが昭和二十六年でございまして、三百十五といふ指数に上つております。しかしながらその後漸減の傾向を示しておりまして、昭和二十九年におきましては二百二十八といふ数字まで下つておるのであります。しかしながら先ほど申しましたように、内容的にこれを見てみますと、昭和二十八年と二十九年とにおきまして、少年刑法犯の検挙人員を比較いたしてみますと、いわゆる殺人、強盗、放火、強姦といったような凶悪犯の数字は合計昭和二十八年が三千九百十でありましたのが、昭和二十九年におきましては四千六百二十五といふふうになりまして一八・三%の増加といふ状況になっております。それからい

ゆる脅迫、恐喝、傷害とか暴行といったような粗暴犯も、件数におきましては千三百六十三件の増加といふことになっております。こういつたいいふ凶悪犯がふえておりました。その他は風俗犯といつたようなものは若干ながらかえつて減少の傾向を示してお

きまして、その実態を統計的に見て参りますと、数におきましてはなるほど減少の傾向にあるのでございませうが、実際はいわゆる凶悪犯がふえて参つておるといふ状況になっておるのでございませう。統計が昨年中の分がまだそろいませんので、やや古くてもことに恐縮でございませうが、一、二申し上げてみますと、少年の刑法犯でございませうが、これを第二次世界大戦の始まりとした昭和十六年を基準といたしまして、この年の検挙人員を百といひましたと、その指数は戦後におきまして最高を示したのが昭和二十六年でございまして、三百十五といふ指数に上つております。しかしながらその後漸減の傾向を示しておりまして、昭和二十九年におきましては二百二十八といふ数字まで下つておるのであります。しかしながら先ほど申しましたように、内容的にこれを見てみますと、昭和二十八年と二十九年とにおきまして、少年刑法犯の検挙人員を比較いたしてみますと、いわゆる殺人、強盗、放火、強姦といったような凶悪犯の数字は合計昭和二十八年が三千九百十でありましたのが、昭和二十九年におきましては四千六百二十五といふふうになりまして一八・三%の増加といふ状況になっております。それからい

ゆる脅迫、恐喝、傷害とか暴行といったような粗暴犯も、件数におきましては千三百六十三件の増加といふことになっております。こういつたいいふ凶悪犯がふえておりました。その他は風俗犯といつたようなものは若干ながらかえつて減少の傾向を示してお

きまして、その実態を統計的に見て参りますと、数におきましてはなるほど減少の傾向にあるのでございませうが、実際はいわゆる凶悪犯がふえて参つておるといふ状況になっておるのでございませう。統計が昨年中の分がまだそろいませんので、やや古くてもことに恐縮でございませうが、一、二申し上げてみますと、少年の刑法犯でございませうが、これを第二次世界大戦の始まりとした昭和十六年を基準といたしまして、この年の検挙人員を百といひましたと、その指数は戦後におきまして最高を示したのが昭和二十六年でございまして、三百十五といふ指数に上つております。しかしながらその後漸減の傾向を示しておりまして、昭和二十九年におきましては二百二十八といふ数字まで下つておるのであります。しかしながら先ほど申しましたように、内容的にこれを見てみますと、昭和二十八年と二十九年とにおきまして、少年刑法犯の検挙人員を比較いたしてみますと、いわゆる殺人、強盗、放火、強姦といったような凶悪犯の数字は合計昭和二十八年が三千九百十でありましたのが、昭和二十九年におきましては四千六百二十五といふふうになりまして一八・三%の増加といふ状況になっております。それからい

ゆる脅迫、恐喝、傷害とか暴行といったような粗暴犯も、件数におきましては千三百六十三件の増加といふことになっております。こういつたいいふ凶悪犯がふえておりました。その他は風俗犯といつたようなものは若干ながらかえつて減少の傾向を示してお

きまして、その実態を統計的に見て参りますと、数におきましてはなるほど減少の傾向にあるのでございませうが、実際はいわゆる凶悪犯がふえて参つておるといふ状況になっておるのでございませう。統計が昨年中の分がまだそろいませんので、やや古くてもことに恐縮でございませうが、一、二申し上げてみますと、少年の刑法犯でございませうが、これを第二次世界大戦の始まりとした昭和十六年を基準といたしまして、この年の検挙人員を百といひましたと、その指数は戦後におきまして最高を示したのが昭和二十六年でございまして、三百十五といふ指数に上つております。しかしながらその後漸減の傾向を示しておりまして、昭和二十九年におきましては二百二十八といふ数字まで下つておるのであります。しかしながら先ほど申しましたように、内容的にこれを見てみますと、昭和二十八年と二十九年とにおきまして、少年刑法犯の検挙人員を比較いたしてみますと、いわゆる殺人、強盗、放火、強姦といったような凶悪犯の数字は合計昭和二十八年が三千九百十でありましたのが、昭和二十九年におきましては四千六百二十五といふふうになりまして一八・三%の増加といふ状況になっております。それからい

りまして、数においては減少の傾向にあると申しながら、その性質が悪くなつておるといふことが一般に申し上げられるかと考えております。

○野本吉吉君　そこで先ほど各年度にわたりました人身売買の問題、あるいは精神薄弱児の問題、それから覚醒剤の問題等を取り上げられておられておりますが、このような傾向に対処するための具体的な対策として特にたいだいの凶悪犯の増加といふことは、これはおそれるべきこととありますから、そういうような傾向に対処するための具体的な意見がござりますか。それからなおもう一つはこの青少年の育成指導に關する世論の喚起、それから運動の推進、そういうようなことをどういう組織、どういう方法でやりになつておりますか、その点……。

○政府委員(賀屋正雄君)　お答えいたします。先ほど申し上げましたように、いろいろな観点からこの要綱を決定して参つておりますが、この要綱を決定いたしました、それを実行に移す段階と申しますか、実際に実施いたしますのはこれはやはりそれぞれの権限を持つております、あるいは厚生省でありますとか、あるいは文部省、労働省といつたところの行政活動になるかと思つたわけであります。またそういったいわゆる行政官庁の働きのみにとどまらず、たとえば不良文化財の追放といったような事柄につきましては、民間の団体、これは業者の団体もござりますし、あるいは青少年活動を本来の使命としておるいろいろな団体があるわけござりますが、そういうところ積極的に協力を求める必要があるかと思つたわけでござります。

す。役所の施策といたしましては、私もといたしましては始終会合のつどその適正な実施を促しておるわけでござりますが、この民間の諸団体に対しましても適時協議会といつたような会合を催しまして、この青少年協議会におきまして決定いたしました要綱の効果が上りますようにそのつど要請をいたして参つておるわけでござります。

で、これは結局民間自身の考え方がこちらに向いてくるということが必要であらうかと思つたわけでござります。結局家庭生活を健全にする、あるいは環境を浄化するといったようなことから國民全体がそういう気持になつていただくということが必要ではなからうかといふようにも考えておるわけでござります。過般、御承知かと思ひますが、いわゆる新生活運動に關連いたしまして、民間の機関といたしまして新生活運動協会といつたものが設立せられたのでござりますが、そういうところを中心といたしまして活動も、私どもはこういうような期待をかけておるような次第でござります。

○野本吉吉君　今民間の団体に期待をかけるというお話ですが、現在あります青年組織、それらと、この運動とはどういふ關係になつておりますか。

○政府委員(賀屋正雄君)　この青少年問題協議会の委員は青少年自身の代表を入れたらどうかというふうな議論もたびたび耳にいたしたのでござりますが、ただいまのところではそこまでするまいと、いわゆる学識経験者といふ中から選出いたします委員の中に、いろいろそういった方面に御理解の深い方々を入れます、この民間の諸団体の意向を反映させておるので

ございますが、先ほど申しましたいわけの新生活運動協会の方にはやはりこの青少年自身の代表というふうな形で理事者を入れておるといふような状況になつております。

○野本吉吉君　私は先ほどお話のございましたように、青少年問題に対する月間運動等を全国的に展開されておる事實はよく承知しております。しかし遺憾ながらこの運動があるいは役所の、あるいは警察の前の立て看板運動に終つてしまつて、実際のところ家庭、それから青年団、青年組織自体の中に自分たちの問題として、深く根を下しておるとも思はないのです。また世間も特殊な人はこの問題についての深い関心、熱意を示しておられますけれども、一般的に見ますといふと、この問題について比較的冷淡である、こういう私は判断をいたしておるわけであります。従つてこの適切な運動題目をとらえることもむづろんでありますが、これが實際現実に直接した各組織あるいは家庭一般にもっと重大な問題としての関心を持たせるように、また青少年問題について、青少年の将来についてほんとうに親切にあたたく考へてやるといふような雰囲気をももたせるといふことも熱意を入れなければならぬ、こう考へておるわけですか。で、青少年問題協議会が熱心に御検討になつておるといふた点のお話でござりますから、それはけっこうでござりますけれども、どうしたらもっと効果的にこの運動が推進されるかといふことについて、もうちょっと具体的に考へて申し上げていただきたいという希望を申し上げるわけです。

なほもう一つお伺ひしたいのは、先

ほどのお話、私非常に関心を持ったんですが、協議会で取り上げられた問題の一つに、定時制の学生の保護、育成の問題が取り上げられた。これはまことにけっこうなことだと思つておりますが、最近における定時制高等学校に現われております一つの現象として、働きながら勉強しようとする青年を事業主その他が雇用することを好まない傾向がある。それから現在学校に通つておるこれらの青年のための就学の便宜を与えるといふことについて積極的な気持を持たない事業主が相当多くなつてきておる。これは私は定時制高等学校の卒業式の生徒の答辭を二、三の学校について聞いたことがある。

はつきりとしておるのです。従つて勤勞青年の教育の問題について取り上げられたことは非常にけっこうなものであります。そういう好ましくない事実を十分御認識になつて、また事実の御調査も、研究も進められて、せっかくながら勉強しようとするまじめな青年たちのために、そういう暗い陰を感じさせないようにすること、あるいはこの運動の重大な項目として取り上げられてほしい。特に定時制高等学校の創立当時からの問題に多少の關係を持つておりました私といたしましては、この点を特に政府当局に要望するわけです。

以上希望を申し上げまして質問を終わります。

○政府委員(賀屋正雄君)　まことに適切な御意見でございまして、一々ごもっともに拝承しておるのでござりますが、確かにこの運動はいかなるりっぱな対策をこしらへましてそれが徹底して行われなければ意味がないわけ

でございますが、私もといたしましては、地方にも地方青少年問題協議会といふのがございまして、毎年、年度末に近くなりまして、全国からそういった運動に關係しております方々を東京に集めまして、この全国会といふのを開きまして、一年間の反省をいたすといふようなこともやつておりました。これも近く今年度につきましては開催をいたしたいと思つておりました。そういう際にございまして、いろいろ話し合ひをいたしまして、さらに一そう適切な実施が行われるように努力をいたして参りたいと思つております。

それから、定時制高等学校に学ぶ青少年の保護対策につきましては、いろいろな事項を網羅しておりますが、特に広報活動の点につきまして、雇用主の理解を深めるといふ点の一つの重要な項目として掲げておりました。この実施と申しますか、実施の手段といたしましては、この答申がありましてから、官房長官が総理大臣の依命通牒という形をとりまして、こういった働きながら学ぶ青少年を、先ほど申されましたような差別待遇をしないといふようなことの要請を、経団連でありますとか、その他の経済団体の方に通牒と申しますか、そういった依頼状のようなものを出して、この趣旨が徹底するような努力を払つておるので、そのことをつけ加へさせていただきます。

○千葉信君　この法律案に關連して、直接には岡山少年院の増築の關係で二十二十一万幾らの予算が計上されておりますが、そうしてまた同時にその職員に対する手配——増員を申しますか、

あるいは処遇と申しますか、そういう関係については何ら考慮されていないのですが、法務省としては一体この少年院の名称の変更とかそれから片一方の宇都宮の方はやめて、岡山の方へ設置するということはまあいいとして、その少年院の現在の運営の状況等について、私はやはり相当改善する必要があるかと思う。そういう点についての予算上の折衝とか、あるいはまたその職員、特に優秀な職員を当然必要とすると思うのですが、そういう点についての折衝なり考慮をされたかどうか、その点を一つ。

○政府委員(松原一彦君) 後段のとところをちょっと聞き落しましたが……

○千葉信君 つまりですね。岡山の方を増築するために予算上の措置はとられておるようですが、せっかくこうして少年院の整備をはかるといふ時期に、法務省としてはその少年院におけるいろいろな問題があるわけですから、従ってそのいろいろな問題を解決するために、やはり優秀な職員を少年院に配置するという方法も考えなければならぬでしょうし、同時にまたその少年たちの、たとえば寮舎の問題、それから食事の問題、その他いろいろの関係が同時に考慮される必要があると思うのですが、そういう点について、あなたの方では予算上の検討なり折衝なりを行われたか。もし行われたとすれば、どの程度のもので一体必要と考えるか、その点。

○政府委員(松原一彦君) 今の千葉さんの御質問に対して数字上の的確なことを私申し上げる用意はありませんが、実は少年院は非常に苦になって、い

ややもすれば世間からあれを刑務所のように見られてやっかいがられるのでございまして、御承知の通りに、これは純然たる教育機関でございまして。法務省は刑罰に付する幅を少くして、刑罰以前に十二分の行政的手段を尽したという熱心な希望があります。最も重大な少年院のことでございますから、今年も精一ぱい手を尽したいというのでいろいろ調べてみますというの、教育機関でありながら机もろくにない、教科書もろくにない、一人当たり二冊ぐらい古いものがあるというやうな実情がわかりまして、私も今さらのごとくその不備に驚いたのでございまして。従って今回はぜひ処遇の上におきまして、設備の上におきましても改善したいと希望いたしました。若干——数字は今ばかり記憶いたしません、若干の増額は得たのでございまして、法務省は全体から見て予算は少いのでございまして。ことにむずかしいのが少年院における指導に当る人間のことでございまして、これは刑務所等から来た者はなるべく使わない。教育的に指導のできる者、だいたいとては決して満足といふところまで参っておりません。近いうちに私も精一ぱい少年院を対象として現地を見て改善に当たりたいということを決心いたしております。

○千葉信君 政務次官が問題の重要性にかんがみて御努力を約束されることは大いにけっこうですが、しかし御承知の通り最近新聞にあまり出ませんけれども、災害と同じように忘れられたにばかりっぽかつと大量集団逃走などという事件がしょっちゅう起っており

ます。おそろくまたそろそろ忘れたころですが、近々にそういう事態が多分起ると思う。これは少年院の内容等について十分御存じの方からすれば、いろいろな集団逃走などという事件が起る原因というものがおわかりだろうと思うのです。どうしてそういう事態が起るか。今少々改善のためにある程度の予算も獲得したというお話ですが、その数字が政務次官の頭に入っていない程度のもよびりした、話にならないような予算の増額では私はまかない切れない問題だろうと思う。一体ああいう事態が起る原因としては、法務省としてはどういふ点にその欠陥があるとお考えになっておられるか、その点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(松原一彦君) 少年院というものの性格が実はいかに消極的に扱われておまして、進んでこれを教育し、その指導を全うするということに對しての心の用意も率直に申して私は今まで足らなかつたと思うのです。現に今日までの情勢を見ますと、一、四人に一つの机しかないというやうな事実を訴えてきております。また教科書などもほとんどない。あつても古いものにすぎない。従って何とかして逃げ出そうというやうな実情にあることは御承知の通りです。相当むずかしい連中でありまして。これに臨むに、ややもすれば懲戒をもつて臨む。あたたい指導というものが足らぬ。それから食物の上においても非常に悪いやうなところからいふと、そういうやうなところからいふと、おそろく問題がわだかまっておりますが、おしかりを受ける通りに、私は実はまだ現地をあまり見ておりません。これか

ら精一ぱい見まして、これと刑余の人に対する処分、刑罰以前と刑罰以後に最も力を入れたらと思ひますから、かすにもう少し時間をもつていたしていただきとうございませう。

○千葉信君 もう少し待てと言われれば、待つわけにいかぬとは言えぬと思うのですが、しかしかなり問題ははっきりしていると思うのです。たとえば寮舎の問題、逃走当時の新聞に掲載された写真なんかを見ても、はめ板のないやうな寮舎に収容されているんですね。ここから飛び出したといつて白い点線を引いている。見るとそのとき破れたはめ板じゃなくて破れていたところをよびり広げたにすぎない。このやうな格好になつておられる。これじゃ教育する場所などといわれるけれども、教育する場所じゃなくて、やつとこへ押し込んで、みじめな格好の暮しをさせているところだと私は思う。

それから青少年ですからやはり青年の気持としてはいろいろ教護に手を尽すとか、あたたい気持で処遇するとはいっても、何といつても第一番には寮舎の問題、建物ですね、少しひどすぎる。今その点について触れたのですが……。それからその次は気持の問題、これはもうよくわかります。あたたい気持で、なるべく懲戒という意味を含めないで、あたたい気持で教護する。それはわかるけれども、しかしそれが一体どういふことになつていくのかという、今度の機会にもほとんどその職員の関係については考慮しておらない。職員の定員に増減はない。片一方のなくなった方から連れていくのだからいい。それはその通りだと思ふ。しかし一体あたたい気持で教導

するのだという職員が十分かどうかという問題、それからもう一つは一体その優秀な人材を据えておくやうな状態にあるかどうか、おそろくこれも正直に答弁願えれば全くそうなつておりませんと言わざるを得ないだろうと思ふ。それから食事の問題、何といつても青少年の場合にはあたたい気持や、言葉だけでは腹はふくれませんが、成長盛りですから食事の問題が非常に大きな影響を与えるだろうと思ふ。それまでの不規則な生活、自由を通り越したやうな生活から見れば、窮屈だからという理由も逃走の一つにあげられたりしておりますが、私はその時には食物の問題なんか相当大きな理由を占めておられるだろうと思ふ。ざっと考えてみても、こういう問題に對してさつき政務次官が言われたやうに、この少年教護の問題は実に重要な問題だと言われておられますが、将来に向けての努力はわかりませんが、今回なかなか私ははからなくちゃならぬと思ふのです。おそろく若干のものは増額されたといふけれども、私はあなたの方で常時考えておられる対策上、相当程度の予算の増額等についても計画をされ、同時にまた折衝されたと思ふ。頭にない程度のもよびりした増額の問題じゃなく、一体どれくらい法務省としてはこの少年院関係について、鑑別所等も含んで、今申し上げたやうな問題の解決のため、だれが考えても必要と思はれるやうな点について、どれくらい予算を一体必要と考へておられるか、国会に提案されている予算でなく、あなたの方でお考へになつておられる予算、これはどの程度ですか。

するのだという職員が十分かどうかという問題、それからもう一つは一体その優秀な人材を据えておくやうな状態にあるかどうか、おそろくこれも正直に答弁願えれば全くそうなつておりませんと言わざるを得ないだろうと思ふ。それから食事の問題、何といつても青少年の場合にはあたたい気持や、言葉だけでは腹はふくれませんが、成長盛りですから食事の問題が非常に大きな影響を与えるだろうと思ふ。それまでの不規則な生活、自由を通り越したやうな生活から見れば、窮屈だからという理由も逃走の一つにあげられたりしておりますが、私はその時には食物の問題なんか相当大きな理由を占めておられるだろうと思ふ。ざっと考えてみても、こういう問題に對してさつき政務次官が言われたやうに、この少年教護の問題は実に重要な問題だと言われておられますが、将来に向けての努力はわかりませんが、今回なかなか私ははからなくちゃならぬと思ふのです。おそろく若干のものは増額されたといふけれども、私はあなたの方で常時考えておられる対策上、相当程度の予算の増額等についても計画をされ、同時にまた折衝されたと思ふ。頭にない程度のもよびりした増額の問題じゃなく、一体どれくらい法務省としてはこの少年院関係について、鑑別所等も含んで、今申し上げたやうな問題の解決のため、だれが考えても必要と思はれるやうな点について、どれくらい予算を一体必要と考へておられるか、国会に提案されている予算でなく、あなたの方でお考へになつておられる予算、これはどの程度ですか。

○政府委員(渡部善信) 少年院の現

状につきまして、非常に突進進んだ御質問を受けまして、まことに恐縮いたしておるような次第でございます。ただいま政務次官の方から御答弁のありましたように、現在の少年院の姿は仰せのごときまことに貧弱でございます。これは私率直に認めます。実は少年院は御承知のように昭和二十四年に少年院法の改正がございまして、年令が十八才から二十才までに引き上げられたのでございます。で、そのために少年院に入つて参ります子供たちが非常に数がふえて参りますと同時に、二十才前後の者が入りますと、年令的な面から申しまして非常に扱いにくい、また犯罪の面から申しまして、非常に進んだ悪質な少年たちが收容せられるように相なつたわけでございまして、そこでちょうどその時期におきまして、一度にこれらの收容施設を充実いたしまして、財政的な面から非常な制約を受けまして、非常な苦勞をいたしまして、実は現在にまでござつて参つたのが現在の状況なんでございまして、従いましてとりあえずの措置をいたしまして、あるいは兵舎を譲り受けましてこれを改造いたしましたり、あるいは当時私設の保護団体として子供たちを收容いたしておりました施設を買収いたしましてそれを改造いたしましたり、あらゆる手を尽して実は今日に至つたわけでございまして、中には刑務所を作りかえまして、それを少年院に充てた施設も現在ございます。そういうふうな状況でございまして、非常に設備から申しましても、緊急に実は間に合せましたので、これから整備をいたしていかなければならない段階に

立ち至つてゐるわけでございまして。今度出しました宇都宮の少年院でございしますが、これも実は軍の施設をこちらの方で転用いたしまして、それに若干修理を加えましたとまああつた施設なんでございまして、これが結局二十八年に少年院たちの放火によつて烏有に帰したというふうな状況なんでございまして。従いましてわれわれといたしましては、今後少年院の設備の充実ということには十二分に一つ努力いたし、現在も努力いたしてゐるわけでございまして、本年度の予算におきましても、要求額は建物につきまして約七億ばかりの要求を出しましたけれども、これが六千万に査定されてしまつておるといふような実は現状でございまして、それからなお職員の問題でございまして、職員も設備と同様にそれに伴つて増加して参つたのでございまして、これもいつとときにさうな適格者を得るわけには、なかなかむづかしいわけでございまして、とりあえずの措置をいたしまして少年刑務所の職員、あるいは刑務所の職員の中で非常に少年問題に理解のある者等を選択いたしまして、それらを少年院の職員に充てたものもございまして。それからさらにほかから、教育者その他の分野からおいでを願つて充てたいたしたような状況でございまして、さうな点で職員の点も質的にわれわれも十二分に改善していきたいというところで、現在中央には中央研修所というところがございまして、ここで、採用いたした者の再訓練、再講習をいたしまして質的な向上をはかつております。

大体少年院の職員は、ただいま政務次官のおっしゃいましたように、教育が主体でございまして、主として教職員の免状を持つた方を採用するといふ建前をとつております。従いまして採用資格も最低が今の新制高等学校卒業程度を目標といたしておりますので、現在の職員の状況から見まして、その六割は中等教育以上を受けた者で占められております。こういう分野はほかの矯正施設でございまして刑務所等の教育程度と比較いたしますと、非常に高度に相なつております。これまただいま申し上げました教育といふところを主眼といたしたところから、質的な面から十二分にわれわれとしても考慮いたしますし、今後もちにこの点を強調いたしていきたいと、かように存じております。

なおこの職員の点につきましては、非常に手不足でございまして、集団逃走のお話が出ましたのでございまして、非常に少年院の職員の勤務状況は過重でございまして、おそろく他の公務員の勤務状況から見ますと、これはお話をしないほどの過重な勤務をいたしまして、四六時、二十四時間勤務、昼夜勤務をいたしたものは、大体翌日は交替で休むことに相なるわけでございまして、少年院の現状は、前夜一睡もせずに勤務いたしたものが翌日の五時まで勤務いたして、ようやくうちへ帰るといふような勤務状況を、実はやらざるを得ないような状況になつております。そんな関係から、本年度におきましては、全般的に少年院の職員の千六百名増員を実は願ひ出た、要求いたしたのでございまして、結局増員はまかりならないということで、一人も認められず、常勤職員を認められな程度に終つたのでございまして。しかしながら私はこの点につきましては、幾ら削られましても、何べんでも出して、この職員の獲得に今後とも努力いたしていきたいといふことを考えておるような次第でございまして。

なお、食費の点でございまして、食費も仰せのごとき、少年院の食費は非常に少ないのでございまして。少年院は、主食全部で合計六十五円十九銭といふことに相なつておるのでございまして、主食の方を分けますと、四十五円六十九銭、副食が二十円五十一銭といふことに相なつております。これは働き盛り、成長盛りの少年たちにとりましては、不足でございまして、この点の値上げの点につきましても、毎年努力いたしておりますが、一円上げるのも非常なこれは大へんなことでございまして、何年がかりで、ようやく一円上げてもらうといふような状況なんでございまして。従いまして、われわれといたしましては、与えられた範囲内で最も栄養価のあるものをという観点からいろいろ工夫いたしまして、中央市場等から仕入れるとかといふふうなことをいろいろと考慮いたして、努力いたしております。なお、参考までに申し上げますと、刑務所の方の食糧費は、五十九円九十三銭といふことに相なつております。主食費が四十一円四十三銭、副食費が十八円五十銭といふ内訳に相なつております。なお、これは十四才未満の厚生省の施設の教護院でございまして、この食糧の費用を申し上げますと、これは十四才未満でございまして、五十八円五十三銭、そのうち主食が三十三円六十七銭、副食が二十円八十六銭、合計五十八円五十三銭といふことに相なつております。少ししいやうであります。これは主食の点で値段が上つておりますので、かような差が出ておるような次第でございまして、今後ともこの点につきましては、努力いたしたい。かように考えております。

○千葉信君 食費の関係なんかだと、まあ話にならぬ教養だと思ひますね。これは一体だれの責任かわからぬけれども、政府の方で発表している市場価格から、十八歳から十八歳の少年が必ず要とするカロリーを対象としての、マーケット・バスケットといひますか、通常われわれが市場で買ひ求めることのできる価格からいふと、普通の人間の生活がでないカロリーしか与えられていないことになるのです。これは一体どういふふうにして解決すればいいのか、ここでも私に私もの知恵が浮かんできません。法務大臣を追及すればいいのか、大蔵大臣を追及すればいいのか、しかし何と申してもその責任は法務大臣にあると思ふのです。そんな格好でもってぼつたらかしてよく、しかもその一円上げのの、やつと一年かかつてたつた一円といふことでは、そんなことでは私は話にならぬと思ふのです。それから政務次官の言われるように、われわれは、少年院は刑罰を与える場所だと思つていないのだ。教育する場所だと思つてゐる。全くその通りだと思ひます。しかし今お話を聞いておりますと、御答弁の中に出ておりますように、集団逃走などという事態の起る原因として、職員の過重労働、手が回らない。従つて千六百人も増員の要求をしたが認められなかつた。昼夜勤務をやつて、その次の日にまた午後五時ま

で勤務しなければならぬ。一体こんなことで、政務次官がおっしゃってられるような教育なんということが可能かどうかという事です。監視という言葉を悪いかもしれませんが、集団脱走などという事態が起らないように見回すだけをやつとという格好じゃありませんか。それで教育するなんておこがましいです。できやしないじゃありませんか。しかも千六百人要求して一人の増員も認められない。これじゃ私はせっかく少年院法に基いて國が責任をもつて教育するといつて引つ張つてきながら、完全なやり方をしないから逃げ出すといふことも言えると思ふのです、そういうことじゃ。これは一つも腹を据えて、われわれの尊敬する政務次官の在任中に、この問題についてしても腹を据えて解決のために努力してもらわなければならぬ。どうですか。

○政府委員(松原一彦君) 全くお叱りを甘受いたします。ほんとうに私も苦になります。實際にたいまの政府の方針は予算編成の際にも定員増といふものを一切認めないのでございませう。というのは、行政改革というものが目の前に控えておるから、(千葉信君「うそだ」と述ぶ) そういう今日まで実は定員増ができませんでした。御承知のように補助金の適正なる使用を監査するための法律ができながら、その増員もできません。全然できません。ただいま矯正局長から切々たる訴えが実は出ている、今の過労に對してですね。ところがこの予算がとれませんので、ようやく常勤勤務者を事務所に回し、事務の方に回っている刑務所の職員を刑務所の方に回して、

本年は何とか緩和しようというような苦勞をいたしておられますので、ぜひ御同情いたして、これは与党とか野党という意味でなく、御同情いたしたい、人間の補充、充実はしたい、が、どうも刑務所にあるいは少年院といつたような所には希望者が少ないのです。就職難、就職難と言いながら、これも一つせひ聞いておいていただきたいのには、せつかく四級職なり六級職の試験に通つた者でも、刑務所にやるといふと、いやだ、行かないといふので、私はこのうち説得したのです。大

學出たから刑務所の役人はいかぬ。副監視長といふのが振り出しですが、行こうと言わない。それから少年院といふところどうしてもあの少年鑑別所とか刑務所と間違えるのです。少年院と少年院は全然違ふのでありますけれども、世間にはまだその区別がわからせられ、少年院にも三通りもある、この区別もわかりません。従つて少年院の職員になることに對しては決して喜ばないといふのが現実でございませう。刑務所でないから塀を高くするわけにはいかない、塀を深くするわけにはいきません。なるべく開放して、ひがまないうように扱おうとすれば逃げ出すという問題が起るし、今お話を食糧の問題が五十九円から六十五円までの間でまかなわれてゐるのは、両三日前矯正局長と私懇談して、その主食の割合もいろいろ研究もいたしております。もっと白いものを食わせ、麦が六割ですから、外米が二割、日本米が辛うじて二割、もっと白いものを食わせんかといふので、苦勞をいたしておるようなわけで、お叱りを受けることは甘んじて受けますが、もう少し

これから私も精一杯回つてきて、主食の改善に努めますから、しばらく御猶予願ひとうございませう。

○千葉信君 どうも質疑応答をやつていふと、ますます問題が大きくなっていくと、ますます問題が出てくるように思ふ。大へんな所ですね。今政務次官は、政府の方針で定員増は一切認めないといふことのウケ内で、今回のあなたの方の千六百人の増員について、びた一文、一人一人認めないといふことになっておられますが、これは少し違つておられます。今政府の方針から僕が聞いておるのはそんなことじゃない。僕の聞いておるのは、政府の方針は一人もふやさないといふのではない、今度は三千人の定員増を認められた所もあるのです。定員法の改正が出るじゃありませんか。あの中で、法務省のこういう重要な問題について一人も認めなかつたといふことになる、これは私はやはり政府内部のやり方ですから、どういふやり方をしたのかわからないけれども、努力不足だといふことはおおい得ないと思ふのです。努力が足りなかつたといふことはおおい得ない事実だと思ふ。

それから政務次官、その少年院の問題については、一般があまりよく知らぬものだから、だから少年院を何か刑務所なんかと同じように考えて、非常に就職したがないといふのは、實際そういうことがあるかもしれないけれども、これもあなたの方の努力不足だと思ふ。なぜそういう点を理解させるように努力しないのですか。それからせつかく口説いても、うんと言わせることができなかった。そんなことも私は努力が十分であつたとは言えないと

思ひ。こういう点今後十分がらばつてもらうことを期待して、私は皆さんの問題が出てきて審議が進まぬようですから、大体このくらいで打ち切りますから、政務次官の方で腹を据えて一つ善処してもらいたいと思ふのであります。

○政府委員(松原一彦君) いや、お説の通りで、大いにへこまされます。甘んじて私はへこみますが、実は定員増はなかなかむずかしいうございませう。法務省となりまして、人間よりほか費用があまりありません。あとは官給費でございませうから、なかなか人員増ができませんが、本年は非常勤勤務者といふことにして、あなたの御承知の通り、非常勤勤務者といふことにして、定員外に二百人だけまあ辛うじて獲得いたしておられますので、これでしばらく補いをつけたと思つておられます。少年院その他、少年院ばかりじゃないのです。ひとり少年院ばかりじゃない。私の方にはいろいろ施設が中心になつておりますので、刑務所の方はだんだん改善ができております。御承知でしょうけれども、現に私は刑務所は幾つか見ましたが、これが新しくできるものはど明らくなつて、労務も刑務所の人たちがやりますために、プロック建築等で明るいものができておりますが、まだそこまでは手が伸びないといふのが現状でございませう。登記所なんかもなかなか手が伸びないので、官給の方では泣いておるような状態でございませう。せいで努力しますから、お許し願ひたい。

○千葉信君 また問題が出てきました。非常勤職員二百人の獲得、大いにけつこうですが、非常勤という問題は、これからあと二カ月くらいの雇用

期間をきめた職員で、それでいいなら、あとは使わないのだといふことなのですか。ずつとその二百人は必要なのですか。その二百人の非常勤の定員がとれたといふことは、一応御努力を多としますけれども、こういう問題の起るような非常勤職員でござましていくといふやり方は、やはり慎しんでもらわなければならぬ、こういうやり方は、まあしかし、大体私は次の質問にそろそろ入つた方がいと思ふから、あまり同じことを深追いたしません。

その次の問題は、出ていった青少年諸君がまたしつちう舞い戻るような事態がたふさふさあります。せつかく十分に教育したつもりで出してやつても、また舞い戻つてくるものが相当いる。舞い戻らなくても、舞い戻らない青少年諸君が、それでは社会人としてどうにかこうにかやつておるかといふと、私はそういう場合の方が多いと思ふ。やはりいろいろな環境の悪いといふ点も言えるでしょう。環境が少年を迎えない点もあるでしょうが、やはりあなたの方としてせつかく教育して社会に出してやつた青少年に對して、何らかの保護の方法を講じてやらぬことには、私は青少年保護事業、青少年を十分に教育して社会人としてやるという少年院の建前からいふと、その点まで私は手が伸びなければならぬと思ふのです。そういう点に對しては今、現状はどうですか。

○政府委員(渡部善信君) 少年院における教育の結果、仰せのごとく舞い戻つてくるものもございませう。ないとは申しませんが、ございませう、この舞い戻つて参ります者をなるべく少なく

することにしまして、施設内での教育も十分にやっておりますが、何と申しまして、これは施設の内部における教育でございます、社会に出たからの教育ではございません。従いまして社会に出てからの保護の面は、原則といたしましては保護司さんをお願いいたしまして、これは各地方にございまして保護観察所が中心となりまして、主として民間の方々の御協力を得まして、補導いたしておるのでござい

ます。少年たちはどういたしまして、やはり感覚のズレなんかもございまして、そういう意味から、ただ、お年を召した保護司さんだけではやはりうまく参らない面がございまして、さうなところから、保護司の方々の保護に援助をされる年令の若い人たちをもつて外部組織を作っております。これはビッグ・ブラザーズ・アンド・シスターズ・ムーブメントと申しております。大兄弟運動でございます。これらを目下非常に育成しております。この方面の御協力を得まして、再び悪の道に入らないように手当をいたしておるのでございまして。

再犯率につきましてまとまった数字がちょっと見当りませんが、だんだん向上はいたしております。その点……現在少年院へ再び入って参りますものは二三％ということに相なっております。

○委員長(小柳牧衛君) 別に御発言もございませうですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○千葉信君 私はこの法律案に賛成いたします。しかし、今の委員会における質疑の経過から見ましても、少年院の改善の急務であることは明らかでありますし、いろいろ問題を含んでおるようですから、この点については至急、法務当局としては腹を据えて改善を行うということをお願いして賛成いたします。

○委員長(小柳牧衛君) ほかに御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。法務省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(小柳牧衛君) 総員挙手。全会一致でございます。よって本案は全会一致で可決いたしました。

なお本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願うことにいたして御異議ございせんか。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さう決定いたしました。それから報告書には多数意見者の署名を願います。

多数意見者署名

島村 軍次	廣瀬 久忠
中山 壽彦	田畑 金光
千葉 信	大野木秀次郎
長島 銀藏	菊川 孝夫
木村篤太郎	井上 知治

○千葉信君 きょうの委員会の運営について、当初のお話し合いから若干変更があった。変更された一つの理由というのは、公共企業体の共済組合法、それから駐留軍労組の諸君の退職手当の法律案、それから二十二国会で通過しました新炭手当の立法化をどうするかということ、この点についてお話し合いをするという条件がついておりました。自由民主党の方の理事をやっておられて、その問題についてお話を持ってこられました野本さんがおられないようですが、委員長の方で一つお手配願って、あまり長い時間をかけないで進めてもらいたい。お願いいたします。

○委員長(小柳牧衛君) 承知いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

昭和三十一年二月二十五日印刷

昭和三十一年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局